

第25期第31回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和8年2月13日(金)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、洒井利博、櫻井祐次、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計14名
- 4 欠席委員 神田靖仁 計1名
- 5 議 案
 - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1～3号)
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第4～6号)
 - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第7～13号)
- 6 報 告
 - (1) 農地賃貸借契約の合意解約について
 - (2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (3) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

尾崎賀一会長 皆様、おはようございます。第25期第31回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は神田靖仁委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一会長 今回の署名人は、榎本重恭委員と渡邊仁委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。令和7年12月26日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、洒井利博委員お願いします。

洒井利博委員 1月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。こちらの畑では、生徒の教育の一環として農作業をしておりました。調査当日は何も作付けされておりましたが、前作は露地栽培で夏野菜を作付けていたほか、秋から冬にかけてはコマツナ、ダイコン、ニンジンなどを作付けていたとのことでした。基本的に農薬

を使用しないで栽培しているとのことですが、周辺環境の影響もあり、無農薬栽培は難しい部分があるとのことのお話も伺いました。

収穫したものは、生徒が加工等を行い、学校での庭先直売を行っておりました。

境界については一部わからない部分があったため、次回までに明示するよう依頼しました。その他は特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

渡邊仁委員 接道はどうなっているのでしょうか。

事務局 生産緑地としては北側の道路に接していますが、畑の入口部分に農具庫や木が植わっており、その部分は貸借していないため、地図上は接道がない形になっております。

尾崎賀一会長 他に何かありますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和7年12月26日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4

条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 1月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)～(3)の畑では、前作にサツマイモを作付けしておりましたが、当日は収穫が終了しており、耕運されている状態でした。今回はこれまでのサツマイモに加え、春に一部ジャガイモも作付けする予定とのことでした。

販売先は収穫体験ですが、今後は一部を申請者の自宅近くの直売所等で販売することも検討しているとのことでした。

境界については一部不明な箇所があったため、次回までに明示するよう依頼しました。その他は特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和7年12月26日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは、保戸塚武彦委員お願いします。

保戸塚武彦委員

1月28日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、ノラボウナが作付けされており、前作には紅はるか、万願寺とうがらし、ゴボウ等を作付けしていたとのことでした。今後はエダマメやトマト、キュウリ等の夏野菜を作付け予定とのこと。収穫物は店舗等で販売しておりました。

境界については公道に面しており、全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに42ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。
令和7年12月23日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 12月28日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑では、西側の半分に芝が植わっており、東側の半分にジャガイモ、ハクサイ、タマネギ等の露地野菜が作付けされておりました。

(2)～(14)の畑では、北側の5分の1ほどにユズが植わっていたほか、ザクロ、カキ、ミカン等も植わっており、一部に植木が植わっておりました。また、畑の5分の3程度に当たる中央部分は、芝が植わっており綺麗に管理されておりました。残りの部分はダイコン、キャベツ、タマネギ等の露地野菜が作付けされておりました。販売先は、主に庭先直売ですが、(1)の畑のジャガイモは保育園や高齢者施設の収穫体験に使用するほか、障がい者施設の移動販売への出荷も行っているとのことでした。また、芝と植木の一部については、主に公共事業への販売を行っていた実績がありました。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに44ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和8年1月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは、保戸塚武彦委員お願いします。

保戸塚武彦委員

1月28日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑にはミカンが植わっており、もぎ取り体験を行っていくとのことでした。(2)の畑にはネギ、キャベツが植わっており、今後の作付けや販路は検討中とのことでした。(3)の畑は今後ミカンを移植する予定となっており、こちらのもぎ取り体験を行う予定とのことでした。

境界については(3)の畑で一部わからない部分があったため、次回までに明示を依頼しました。その他は特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに46ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和8年1月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員

1月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑にはビニールハウスが7棟あり、うち2棟にミズナ、コマツナ、シュンギク等が植わっておりました。残りは耕運中で、次作にトマト、キュウリ、ナス等を予定しているとのことでした。(2)の畑では、ハクサイ、ニンジンが植わっており、次作はジャガイモ、エダマメを予定しているとのことでした。(3)の畑には小さいハウスが3棟あり、野菜苗を育てておりました。販売先はJA直売所と学校給食とのことでした。

境界については、(1)(2)の畑は全て確認できました。(3)の畑は道路側に削れている部分がありますが、こちらは庭先直売のスペースとなっており、境界がはっきりしない部分があったため、明示を依頼しました。

これまでも親とともに農作業をされてきた方のため、特に問題ない

と思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに48ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年1月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、田中聖晃委員お願いします。

田中聖晃委員 1月20日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、主にキャベツを作付けされているとのことですが、調査当日は端境期のため、大半が耕運された状態で、一部にキャベツの苗床と、自家消費のネギ、ダイコン、ホウレンソウ等が作付けされておりました。夏野菜については、畑の一部でエダマメを作付けており、親族に手伝ってもらっているとのことでした。また、畑の南側には井戸もありました。販売先はキャベツの市場出荷が主で、その他は自家消費とのことでした。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎 賀一 会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに50ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年1月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎 賀一 会長 それでは、荘埜晃一委員をお願いします。

荘 埜 晃 一 委 員 1月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では露地栽培で、ダイコン、ハクサイ、ニンジン等が作付けされておりました。西側にはモモが8本、南側にはブドウも植わっておりました。販売先は自宅での庭先直売とのことでした。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに52ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年1月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは、荘埜晃一委員をお願いします。

荘埜晃一委員

1月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらは花き農家で、(1)～(3)の畑には、2連棟のハウスが1棟、3連棟のハウスが1棟、単棟の鉄骨ハウスが4棟、パイプハウスが7棟ありました。栽培品目は、シクラメン、ラナンキュラス、マーガレット等とのことでした。(4)の畑では、花用のベンチが8列ほど並んでおり、調査日は何も置かれていませんでしたが、普段は鉢植え等を並べているとのことでした。

法人として経営されており、社員がいるほか、家族等のお手伝いもいらっしやいました。販路は主に市場出荷と庭先直売のほか、少量ですがJA直売所にも出荷しているとのことでした。

境界については一部不明確な部分があったため、次回までに明示するよう依頼しました。その他は特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに54ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年1月26日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 1月26日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑はブドウが植わっており、当日は剪定作業の最中でした。ブドウの品種は、巨峰、藤みのり、シャインマスカット等とのことでした。販売方法は、庭先直売が主ですが、もぎ取り体験も少々行っているとのことでした。

また、今回の証明対象は申請者の祖父からの相続分となっております、

前回の申請では父からの相続分を調査しているほか、今後は祖母からの相続分の申請も予定されております。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに56ページです。議案第11号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、保戸塚武彦委員は退席をお願ひします。

事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年1月26日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願ひします。

篠田政巳委員 1月26日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑には摘み取り用のブルーベリーが25本植わっており、そのほかに露地野菜としてネギ、ハクサイ、ダイコン等が作付けされており、庭先直売を行っているとのことでした。

周囲を住宅に囲まれた畑で、風の強い日は土埃が立ちやすいため、畑の一部に防草シートを張って対策しているとのことでした。境界については一部不明確な部分があったため、次回までに明示を依頼しました。その他は特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに58ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年1月28日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、保戸塚武彦委員お願いします。

保戸塚武彦委員 1月28日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑では、ミカン、ナツミカン、レモン等のほか、植木も植わっておりましたが、最近植木が売れなくなってきているため、今後はミカン等に植え替える予定とのことでした。

(3)～(10)の畑は全て植木となっており、サツキ、ツツジ、ウ

メ等が植わっておりました。こちらの畑も今後は果樹への植え替えを検討されているとのことでした。

販路については、庭先直売と自家消費とのことでした。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

ここで、保戸塚武彦委員にはお戻りいただきます。

それでは、承認とします。

つぎに60ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年1月28日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、保戸塚武彦委員お願いします。

保戸塚武彦委員 1月28日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)～(5)の畑は夏野菜がメインのため、現在は耕運された状態となっております。前作はトマト、キュウリ、ナス等を作付け

していたとのことでした。また、サツマイモを幼稚園の収穫体験用に作付けしておりました。

(6)～(7)の畑はブロッコリーが作付けされており、果樹も植わっておりました。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎 賀一 会長 質問などございましたら、お願いします。

橋本 良子 委員 地図上で細くなっている部分は畑でしょうか。

保戸 塚 武彦 委員 畑と道路をつなぐ通路となっておりました。

橋本 良子 委員 通路は納税猶予の対象となるのでしょうか。

事務局 補足させていただきます。こちらの部分は農道として使われており、納税猶予の対象となっております。

尾崎 賀一 会長 他に何かありますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに62ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地賃貸借契約の合意解約について」です。

農地法第18条第6項の規定に基づき、令和8年1月28日付けで農地賃貸借契約の合意解約通知書が提出されたので、下記のとおり報告する。

【賃貸借当事者、土地の所在、契約期間等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに64ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は3件です。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

橋本良子委員 今回も貸借の議案が多くあったように、農地を借りたい方は多いようですが、そういった方に積極的にあっせんしてよいのでしょうか。

事務局 問題ありません。現状のあっせん方法としては、農業委員会への報告とともに、JA東京あおば農業協同組合にも情報提供を行っております。

事務局 長	今回の報告にあるような農地では、基本的に相続が発生しており、区に買取申出があったのち、区が買わない場合には農業者へのあっせんとなります。
荘 埜 晃 一 委 員	先日の調査において、他自治体にも農地をお持ちの方に伺った話では、その自治体では農業者へのあっせん情報の周知が迅速に行われているようでした。農地を買いたい農業者もいるため、迅速に周知していただけたら農地が残るのではないのでしょうか。関係機関との連携もより一層進めていただけたらよいと思います。
尾 崎 賀 一 会 長	過去には相続が発生した場合に売りたい農業者と買いたい農業者が事前に話をしており、あっせんが成立したこともありました。国や都への要望等の機会でも、農地を農地として買うのであれば公共用地として収用した場合の補助等が使えるようにできないか提言していますが、なかなか話が進まない状況です。
橋 本 良 子 委 員	貸借の農地バンクのように、売買の農地バンクもあつたらよいのではないのでしょうか。
事務局 長	区内においては土地代が高額のため、農地バンクのように運用することは難しいと思われます。農地を買いたい方への情報の周知と、会長が発言されていたような農業者への補助や控除の制度があれば、農業者の方が農地を農地として買っていく動きが多くなると思われませんが、実際にはそうなっていない状況にあります。
田 中 聖 晃 委 員	あっせんの情報は一般に周知してもよろしいのでしょうか。
尾 崎 賀 一 会 長	農業委員会へのあっせんの段階まで来れば周知しても問題ありませ

んが、買取申出があった時点ですぐに周知することは、個人の財産に関する情報のため難しいと思われま

尾崎賀一会長 他に何かありますか。

(発言なし)

それでは、よろしくお願ひします。

つぎに70ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和8年1月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願ひします。

1枚目の次第をお願ひします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第31回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署名人

署名人